
平成30年分

扶養親族等申告書
についてのQ & A

地方職員共済組合
年金部給付課調査係

《目 次》

○ よくある質問

- 問1 扶養親族等申告書を提出しなかった場合は、どうなりますか。
- 問2 受給者が亡くなっている場合、扶養親族等申告書はどうすればいいですか。
- 問3 会社に勤めていますが、扶養親族等申告書を出す必要がありますか。
- 問4 私には扶養親族がいませんが、提出の必要はありますか。
- 問5 昨年申告した扶養親族等の申告内容に変更はありませんが、提出しなければなりませんか。
- 問6 「変更無」に該当しますが、誤って扶養親族欄を記入してしまいました。どうしたらいいですか。
- 問7 扶養していた母が今年の6月に死亡しましたが、今回の扶養親族等申告書はどのように記入すればいいですか。

○ 基本的な質問

- 問8 扶養親族等申告書とは、どのような手続の書類ですか。
- 問9 扶養親族等申告書の送付対象者は、どのような方ですか。
- 問10 退職共済年金のほかに他の公的年金（老齢厚生年金）を受給していますが、扶養親族等申告書は両方に提出しなければなりませんか。
- 問11 この扶養親族等申告書を提出しても、確定申告は必要ですか。
- 問12 私の扶養親族は、昨年と変わらないのですが、あらかじめ「変更有」に線を印字してあるのはなぜですか。
- 問13 扶養親族等申告書の表面の□1の「平成29年の扶養親族等の内訳」欄が全て「*」で印字されているのはなぜですか。

問14 扶養親族等申告書の表面の□1の「平成29年の扶養親族等の内訳」欄がすべて「0」と印字されているのはなぜですか。

問15 扶養親族等申告書の表面の□1の「平成29年の扶養親族等の内訳」欄の控除対象配偶者が「2」と印字されているのはなぜですか。

問16 申告した内容を、確認することはできますか。

問17 配偶者は72歳ですが、扶養親族等申告書の表面の□1の「平成29年の扶養親族等の内訳」の控除対象配偶者が「1」と印字されています。なぜですか。

問18 提出期限に間に合わないときは、どのようにすればいいですか。

○ 扶養親族等申告書の記入について

問19 扶養親族等申告書を提出した後に申告内容に変更があった場合は、どのようにすればいいですか。

問20 扶養親族等申告書の内容を、間違えて記載し送付してしまったので訂正したいのですが、どのようにすればいいですか。

問21 扶養親族等申告書の提出を取り下げたい（未提出扱いにする）のですが、どのようにすればいいですか。

問22 平成29年分の扶養親族等申告書の申告内容が間違っていたので、訂正したいのですがどのようにすればいいですか。

問23 扶養親族等申告書の控除対象扶養親族欄を書き損じてしまいました。どのように訂正したらよいですか。

問24 扶養親族等申告書の表面の□8の「他の所得者が控除を受ける扶養親族等」欄には何を書けばよいのですか。

問25 扶養親族等申告書に本人の印鑑を押し忘れて（または漢字氏名を書き忘れて）投函してしまいましたが、どのようにしたらよいですか。

問26 封筒にも住所や氏名等の個人情報を書かなければならないのですか。扶養親族等申

告書にも記載するのだから、いらないのではないのでしょうか。

問27 扶養親族の数が多く、扶養親族等申告書に書き切れないときは、どのように記入すればいいですか。

問28 受給者が高齢のため、長男が代筆してもよいのでしょうか。また、その旨を記載する必要はありますか。

○ 控除対象となる配偶者の要件の変更について

問29 平成29年度の税制改正により、控除対象となる配偶者の要件はどのように変更となったのですか。

問30 申告書に受給者本人の年間所得見積額を選択する欄（「900万円以下」・「900万円を上回る」）がありますが、必ず記入しなくてはならないのですか。

問31 具体例① 《平成30年から配偶者が控除対象ではなくなる事例》

私の妻は62歳で、パートの収入が年額100万円程あり、現在、私の控除対象配偶者となっています。

また、私の平成30年における年間所得見積額は、平成29年中と同じく900万円を上回る見込みです。

平成29年と比較すると、私や妻の状況に何ら変更はないのですが、私の妻は平成30年も控除対象となりますか。

問32 具体例② 《平成30年から新たに控除対象となる事例①》

私の妻は63歳で、パートの収入が年額130万円程あり、現在、私の控除対象配偶者とはなっておりません。

また、私の平成30年における年間所得見積額は、平成29年中と同じく900万円以下となる見込みです。

平成29年と比較すると、私や妻の状況に何ら変更はないのですが、私の妻は平成30年から新たに控除対象となりますか。

問33 具体例③ 《平成30年から新たに控除対象となる事例②》

私の妻は72歳で、パートの収入が年額120万円程あり、現在、私の控除対象配偶者とはなっておりません。

また、私の平成30年中における年間所得見積額は、平成29年中と同じく900万円を下回る見込みです。

平成29年と比較すると、私や妻の状況に何ら変更はないのですが、私の妻は平成30年から新たに控除対象となりますか。

○ 控除対象扶養親族等について

問34 私の年間所得見積額は900万円以下であり、私の妻は58歳で、パートの収入が年額160万円程あり、また90歳になる母は遺族年金を160万円程受給しておりますが、どちらも源泉控除対象配偶者及び控除対象扶養親族となりますか。

問35 源泉控除対象配偶者に所得がある場合、「所得の種類・金額」欄は、どのように記入すればいいですか。

問36 源泉控除対象配偶者（または控除対象扶養親族）が、老人ホームに入りました。別居になるので変更有として申告すべきですか。

問37 控除対象扶養親族が、特定にも老人にも該当しない場合には、どの欄に記入したらよいですか。

問38 16歳未満の者は控除対象の扶養親族ではないのに、なぜ氏名を記入しなければならないのですか。

問39 再婚した後妻の子で養子縁組をしていない子は、扶養親族になりますか。

問40 別居している大学生の子は、扶養親族になりますか。

問41 大学生の子を扶養していますが、来春に就職する予定です。どのように申告すればいいですか。

問42 「生計を同じくする子（年間所得見積額が38万円以下で他者の扶養親族になっていない人）」は「扶養親族である子」とどう違うのですか。

○ 障害者控除について

問43 扶養親族の子が障害基礎年金を受け取っていますが、障害者手帳はなく市からの認定書などありません。障害者控除は申告できますか。

問44 私は、障害を持つ家族を扶養していますが、障害の区分（特別/普通）が分からないので教えてください。

問45 介護保険法の要介護認定を受けましたが、障害者控除の適用を受けることはできますか。（パーキンソン病に該当しますが、障害者控除の適用を受けることはできますか。）

問46 手引きの7ページの表に記載のある①の「精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況」とはどのような状態をいいますか。また、何か証明できるものが必要となりますか。

問47 成年被後見人は、所得税法上、特別障害者として障害者控除を受けることが出来ますか。

問48 扶養している特別障害者の同居・別居は、どのように判断するのですか。

問49 扶養している15歳の子が障害を持っていますが、どこに記入したらよいですか。

○ 寡婦（寡夫）控除について

問50 2月前に妻が死亡しましたが、私は寡夫控除に該当しますか。

なお、私には、会社に勤めている子がいます。子の年間所得見積額は38万円超です。

問51 扶養親族等申告書の表面の4の「寡婦控除（寡夫控除）」欄に記入した場合と記入しない場合で、控除額が違うのですか。

問52 寡婦控除(寡夫控除)を受けるための配偶者の「生死が明らかでない方」というのは、具体的に「〇年間、生死が明らかでない場合」といった要件などはありますか。

問53 受給者である私は、夫と死別後その事業を引継ぎ、子を青色事業専従者（フリーまたは個人事業主の親族従業員）（年間所得見積額は38万円以下）としています。私の本年分の年間所得見積額は300万円ですが、寡婦控除または特別寡婦控除に該当しますか。

なお、私にはこの子以外の子及び扶養親族はおりません。また、子は独身で他の人の控除対象扶養親族になっておりません。

問54 私は内縁関係にあった男性と別れた未婚の母ですが、寡婦控除に該当しますか。

問55 平成23年の扶養控除の法令改正によって、16歳未満の子は控除対象にならなく

なりましたが、16歳未満の子は、寡婦控除の要件である「扶養親族または生計を同じくする子」に該当しますか。

問56 私は妻を控除対象配偶者としていました。ところが、その妻は平成29年9月に死亡しました。このような場合、私は配偶者控除と寡夫控除を併せて適用となりますか。

問57 年間所得見積額が500万円以下の女性で、過去に離婚したことがある者は、寡婦控除に該当しますか。
なお、親族などを扶養していません。

問58 夫と死別し、収入は年金収入のみです。子と孫を扶養に入れていましたが、子の年間所得見積額が38万円を超えたため、子が扶養から外れることになりました。私は寡婦控除に該当しますか。

問59 手引きでは「生計を同じくする子」と書いてありますが、扶養親族等申告書では「生計を一にする子」とあります。なぜですか。

問60 「生計を同じくする子」とは、どのような場合に該当するのですか。

○ 個人番号（マイナンバー）関係について

問61 申告書には誰の個人番号を記入するのですか。

問62 配偶者・扶養親族がない方は、個人番号の記入をしなくてもよろしいですか。

問63 私は、以前から扶養控除を記入して申告書を提出していますが、ここ数年、扶養親族に変更はなく、平成30年分の申告書には、「変更無」として提出する予定ですが、その場合、個人番号を記入する必要がありますか。

問64 「変更有」として申告する場合は、扶養親族等の個人番号を記入する必要がありますか。

問65 扶養控除を記入する場合、必ず、当該扶養親族の個人番号を記入しなければならないのですか。

問66 個人番号を記入しなければ、何らかの処分があるのですか。

問67 申告書に記入する個人番号は、どのように確認すればよいですか。

問68 マイナンバー制度について、詳しく教えてください。

○ その他

問69 返信用封筒の宛先が、ニューコン(株)宛となっているのは、どうしてですか。

○ よくある質問

問1 扶養親族等申告書を提出しなかった場合は、どうなりますか。

答 扶養親族等申告書の提出がない場合には、各種控除を受けることができず、支給額に対して一律7.6575%の所得税を源泉徴収して年金をお支払いします。

後日、確定申告で所得税の精算を行ってください。

◇扶養親族等申告書の提出がない場合の源泉徴収税額の計算

$$= (\text{各支給期の支給額} - \text{各支給期の支給額} \times 25\%) \times \boxed{\text{税率10\%}} \times 102.1\% ※$$

$$= \text{各支給期の支給額} \times 7.6575\%$$

※ 東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成23年12月2日法律第117号）に基づき、平成25年から平成49年までの各年分の所得税に対して2.1%の復興特別所得税が加算されています。

問2 受給者が亡くなっている場合、扶養親族等申告書はどうすればいいですか。

答 既にお亡くなりになられている場合は、扶養親族等申告書の提出は不要です。

※ 受給者死亡の手続きをしていない場合は、手続きが必要となりますのでご連絡ください。

問3 会社に勤めていますが、扶養親族等申告書を出す必要がありますか。

答 会社等に勤務されており、給与から源泉徴収されている場合には、二重に所得控除（配偶者控除、扶養控除等）を受けることができません。

勤務先に「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出され、当共済組合にも「公的年金等の扶養親族等申告書」を提出されますと、二重に所得控除を受けることになり、控除を受けすぎた分については、確定申告の際、不足税額を追加徴収されることがあります。

この追加徴収を避けたい方は、当共済組合へ扶養親族等申告書を提出する必要はありません。

なお、当共済組合への扶養親族等申告書の提出がない場合は、支給額に対して一律7.6575%の所得税を源泉徴収して年金をお支払いしますので、確定申告で所得税の精算を行ってください。

(類問) 現在勤務していますが、来年の3月で退職し、その後無職になる予定です。扶養親族等申告書はどのようにしたらよいでしょうか。

答 追加徴収を避けたい場合は、今回は提出せずに、退職後に、現在お持ちの「平成30年分の扶養親族等申告書」を当共済組合に提出してください。

また、平成30年分の扶養親族等申告書は提出せずに、確定申告で所得税の精算をすることもできます。(最終的に納付する所得税額は同じです。)

※ 再就職先を退職し、年金収入のみになった場合は、随時、扶養親族等申告書の提出を受け付けます。

問4 私には扶養親族がいませんが、提出の必要はありますか。

答 扶養親族がいなくても、扶養親族等申告書を提出することにより、ご本人様分の基礎的控除が受けられます。また、ご本人様が所得税法上の障害の状態に該当する場合は、障害者控除も受けられますので、年金から所得控除を受けようとする場合は、提出してください。

問5 昨年申告した扶養親族等の申告内容に変更はありませんが、提出しなければなりませんか。

答 扶養親族等申告書は、昨年から変更がなくとも、お支払いする年金から所得控除を受けようとする場合は提出が必要となります。

前年の申告内容と変更がない場合は、扶養親族等申告書の表面の¹の「変更無」の個所に斜線を引き、²を記入して提出してください。この場合、³から⁸までの扶養親族等の状況や裏面の⁹を記入する必要はありません。

※1 勤務先で所得控除を受ける等の理由により、平成30年分の年金からは所得控除を受けないとする場合は、扶養親族等申告書を当共済組合へ提出する必要はありません。

※2 前年の申告内容と変更がなくとも、平成29年度の税制改正により、配偶者が新たに控除対象となる方（または控除対象となくなる方）がいらっしゃいますので、控除対象となる配偶者の要件をよく確認（扶養親族等申告書裏面のフローチャートや同封の「平成30年分公的年金等の受給者の扶養親族等申告書の手引き」（以下「手引き」といいます。）の1ページの「控除対象となる配偶者の要件の変更について」をご参照ください。）のうえ、扶養親族等申告書を記入してください。

※3 平成29年分の扶養親族等申告書において、控除対象となる配偶者・扶養親族等の個人番号（マイナンバー）を記入されなかった方または記入された個人番号（マイナンバー）に変更が生じた方は、当組合に個人番号（マイナンバー）を申告いただく必要がありますので、「変更無」には該当しません。扶養親族等申告書の表面の¹の「変更有」に斜線を引いて、裏面を含め、申告するすべての事項を記入して提出してください。

問6 「変更無」に該当しますが、誤って扶養親族欄を記入してしまいました。どうしたらいいですか。

答 誤って記入したところを二重線で消してください。
なお、訂正印は不要です。

※ 関連 問23

問7 扶養していた母が今年の6月に死亡しましたが、今回の扶養親族等申告書はどのように記入すればいいですか。

答 昨年と申告内容が変わりますので、扶養親族等申告書の表面の¹の「変更有」に斜線を引いて、裏面を含め、申告するすべての事項を記入して提出してください。

◇ 扶養親族は、妻と母。今回は妻のみ申告する場合

平成29年度の税制改正により、控除対象となる配偶者の要件が変更となっておりますので、配偶者様が引き続き控除対象となる配偶者に該当されるかどうか必ず確認してください。

確認いただいた結果、引き続き控除対象となる配偶者に該当される場合には、扶養親族等申告書の表面の⁵の「源泉控除対象配偶者等」欄に必要事項を記入してください。

なお、その一行下の「控除対象扶養親族（16歳以上）」の欄には、何も記入しないでください。

◇ 扶養親族が母のみだった場合

あなたの場合、扶養親族がいないこととなりますので、扶養親族等申告書の表面の⁵の「控除対象扶養親族（16歳以上）」の氏名欄には、何も記入しないでください。

※ 扶養親族欄にお名前等を記入しないことで、扶養親族からはずすこととなります。

○ 基本的な質問

問 8 扶養親族等申告書とは、どのような手続の書類ですか。

答 老齢または退職を支給事由とする年金は、所得税法上「雑所得」に当たることから、課税対象となります。

提出された扶養親族等申告書の申告内容によって、所得控除額が決まります。その所得控除額を差し引いた金額により源泉徴収税額が算定されます。

そのため、扶養親族等申告書を提出した場合は、源泉徴収の段階で所得控除が受けられることとなります。

問 9 扶養親族等申告書の送付対象者は、どのような方ですか。

答 老齢または退職を支給事由とする年金を受給されている方のうち、支給年金額が、65歳未満で108万円以上、65歳以上で158万円以上ある方（ただし、退職共済年金または老齢厚生年金の受給者の方は、支給年金額が80万円以上ある方）に送付しています。

なお、以下に該当する方は、扶養親族等申告書を送付していません。

- 1 遺族（共済）年金受給権のある方……非課税
- 2 障害（共済）年金受給権のある方……非課税
- 3 退職（共済）年金受給権のある方のうち、以下の方
 - (1) 退職共済年金の受給者の方で、支給年金額が80万円未満の方
 - (2) 老齢厚生年金の受給者の方で、支給年金額が80万円未満の方
 - (3) 老齢基礎年金が支給されない場合で
 - a) 昭和29年1月1日以前に生まれ、支給年金額が158万円未満の方
 - b) 昭和29年1月2日以後に生まれ、支給年金額が108万円未満の方
 - (4) 国外居住者の方

問10 当共済組合の退職共済年金のほかに日本年金機構の老齢厚生年金を受給していますが、扶養親族等申告書は両方に提出しなければなりませんか。

答 老齢または退職を支給事由とする年金は、所得税法上「雑所得」に当たることから、それぞれの支給年金額が108万円（65歳未満の場合）以上となる場合に、それぞれの年金について、制度上は、扶養親族等申告書をご提出いただく必要があります。

しかし、どちらにも扶養親族等申告書を提出しますと、二重に所得控除を受けることになり、控除を受けすぎた分については、確定申告の際、不足税額を追加徴収されることがあります。この追加徴収を避けたい方は、当共済組合へ扶養親族等申告書を提出する必要はありません。この場合は、支給額に対して一律7.6575%の所得税を徴収して年金をお支払いしますので、いずれにいたしましても、確定申告により所得税の精算を行ってください。

(更問) 一律7.6575%の所得税を軽減する方法はありますか。

答 当共済組合と日本年金機構の両方に扶養親族等申告書を提出することとし、当共済組合に提出する扶養親族等申告書には、あなた様のみ（あなた様以外の扶養親族の申告はしない。）を申告することで、源泉徴収される所得税を軽減することは可能です。

ただし、この場合でも、ご本人様分の基礎的控除については二重に所得控除を受けることになるため、源泉徴収税額がすべての所得を合計して計算した所得税額より少額（追加徴収）となる場合があります。最終的には、確定申告で所得税の精算を行ってください。

なお、他の公的年金を受けている場合で、その支給年金額が108万円（65歳未満の場合）未満の場合は、その支払機関から扶養親族等申告書は送付されません。

※ 扶養親族等申告書の送付対象となる支給年金額

65歳未満の場合 108万円

65歳以上の場合 158万円

（ただし、退職共済年金または老齢厚生年金を受給している場合 80万円）

問11 この扶養親族等申告書を提出しても、確定申告は必要ですか。

答 年金は、所得税法上「雑所得」に当たることから、年末調整を行いませんので、原則として、確定申告を行う必要があります。

ただし、「公的年金等の収入が400万円以下」かつ「公的年金以外の所得が20万円以下」の場合は、確定申告は不要です。

しかしながら、医療費控除、社会保険料控除などの各種控除を受ける場合には、確定申告を行う必要があります。

なお、確定申告が不要となる場合であっても、公的年金以外の所得がある場合には、住民税の申告（住民税の算定の基となる所得金額を申告するもの）が必要になる場合があります。

◇確定申告が必要な方

- ①年の途中で、扶養親族等の人数が増減するなど申告した扶養親族等申告書の内容に変更が生じた方
- ②年金以外の収入（給与等）がある方、公的年金等の収入が400万円を超える方
- ③生命保険料控除、社会保険料控除、医療費控除等を受ける方

◇確定申告が不要の方

- ・年金以外の収入がなく、公的年金等収入が400万円以下であり、各種控除を受けない方

※ 詳細については、所得税の確定申告に関しては最寄りの税務署に、また、住民税の申告に関してはお住まいの市区町村に確認するようにしてください。

問12 私の扶養親族は、昨年と変わらないのですが、あらかじめ「変更有」に線を印字してあるのはなぜですか。

答 扶養親族等申告書を初めて申告される方または平成29年分を申告されていない方には、事務処理の都合上、あらかじめ「変更有」に斜線を印字して送付しています。

◇「変更有」に斜線を印字しているケース

- ・平成29年分の扶養親族等申告書が未提出の場合
- ・支給年金額が増額し、平成30年分から課税対象となった場合（問9参照）

問13 扶養親族等申告書の表面の1の「平成29年の扶養親族等の内訳」欄が全て「*」で印字されているのはなぜですか。

答 平成29年分の扶養親族等申告書が提出されていない場合及び前年において支給年金額が基準額以下で源泉徴収不要者であった場合は、扶養親族等の登録がありませんので、全て「*」で印字しています。

再就職され、勤務先に扶養親族等申告書を提出している方は、どちらにも扶養親族等申告書を提出しますと、二重に所得控除を受けることになり、控除を受けすぎた分については、確定申告の際、不足税額を追加徴収されることがあります。この追加徴収を避けたい方は、当共済組合へ申告書を提出する必要はありません。

※ 平成29年分が「*」で印字している方は、あらかじめ「変更有」に斜線を引いた用紙を送付しています。これは、該当者が扶養親族等申告書を提出する場合、扶養親族等の登録内容が必ず変更となるためです。平成30年分の扶養親族等申告書を提出する場合には、裏面を含め、申告するすべての事項を記入する必要があります。

問14 扶養親族等申告書の表面の□1の「平成29年の扶養親族等の内訳」欄がすべて「0」と印字されているのはなぜですか。

答 本人に障害がなく、配偶者及び扶養親族がない場合には、すべて「0」が印字されています。平成30年も同じ状況であれば、扶養親族等申告書の表面の□1の「変更無」に斜線を引いて提出してください。

問15 扶養親族等申告書の表面の□1の「平成29年の扶養親族等の内訳」欄の控除対象配偶者が「2」と印字されているのはなぜですか。

答 配偶者様が70歳以上の場合は、「老人控除対象配偶者」に該当するため、事務処理の都合上、「2」と印字しています。

問16 申告した内容を、確認することはできますか。

答 多数の方々（約20万人）の扶養親族等申告書を順不同に処理しているため、処理期間中はあなた様の分を探し出して確認することは出来かねます。

問17 配偶者は72歳ですが、扶養親族等申告書の表面の□1の「平成29年の扶養親族等の内訳」の控除対象配偶者が「1」と印字されています。なぜですか。

答 配偶者様が70歳になる年分の扶養親族等の申告において、「変更有」と申告する必要がありましたが、「変更無」として申告されたため、「1」のままになっています。

なお、平成29年度の税制改正により、控除対象となる配偶者の要件が変更となっておりますので、配偶者様が老人控除対象配偶者に該当されるかどうか必ず確認してください。

確認いただいた結果、老人控除対象配偶者に該当される場合には、扶養親族等申告書の表面の□1の「変更有」に斜線を引いて、裏面を含め、申告するすべての事項を記入して提出してください。

(更問) 本来は老人控除対象配偶者であったのですが、(単なる)控除対象配偶者として申告していた期間について、どのようにすればよいですか。

答 その年の確定申告を行った際に、老人控除対象配偶者として申告をしていれば、所得税の精算は終了していますので、今回の申告から「老人控除対象配偶者」として提出していただければ結構です。

確定申告で老人控除対象配偶者として申告をしていない場合は、5年までなら遡って修正申告を行えば、所得税が還付される可能性があります。詳細については、最寄りの税務署までお問い合わせください。

問18 提出期限に間に合わないときは、どのようにすればいいですか。

答 提出期限に間に合わない方についても、随時、扶養親族等申告書は受け付けております。

平成30年2月期から所得税の控除を受ける場合は、平成29年12月22日(金)までに、扶養親族等申告書が当共済組合に到着する必要があります。

○ 扶養親族等申告書の記入について

問19 扶養親族等申告書を提出した後に申告内容に変更があった場合は、どのようにすればいいですか。

答 提出後に申告内容に変更があった場合は、再度「平成30年分扶養親族等申告書」を送付しますので、扶養親族等申告書の表面の¹の「変更有」に斜線を引いて、裏面を含め、申告するすべての事項を記入して提出してください。

なお、年の途中で扶養親族の方が死亡された場合、死亡した年については所得控除を受けることができますので、変更する必要はありません。

平成30年分最初の年金支給（2月期）に申告内容の変更を反映させるためには、平成29年12月22日（金）までに到着するようにご提出ください。

その後、申告内容に変更があった場合は、確定申告で所得税の精算をしてください。

問20 扶養親族等申告書の内容を、間違えて記載し送付してしまったので訂正したいのですが、どのようにすればいいですか。

答 再度「平成30年分扶養親族等申告書」を提出していただくこととなります。

用紙を送付いたしますので、当共済組合の給付課（03-3261-9846）までご連絡ください。

申告内容に変更がある場合は、扶養親族等申告書の表面の¹の「変更有」に斜線を引いて、裏面を含め、申告するすべての事項を記入して提出してください。

なお、再度ご提出をいただくのは、多数の方々の扶養親族等申告書を順不同に処理しているため、1人分だけ特定して抜き取ることができないためです。

問21 扶養親族等申告書の提出を取り下げたい(未提出扱いにする)のですが、どのようにすればいいですか。

答 扶養親族等申告書の提出を取り下げたい場合には、はがきまたは封書に、年金証書記号番号、氏名、平成30年分の扶養親族等申告書の提出を取り下げる旨を記入し、当共済組合に提出してください。

この場合は支給額に対して、一律7.6575%の所得税を徴収して年金をお支払いします。

問22 平成29年分の扶養親族等申告書の申告内容が間違っていたので、訂正したいのですがどのようにすればいいですか。

答 平成30年1月中に送付する「源泉徴収票」を使用して、2月中旬～3月中旬の間に確定申告を行い、所得税の精算を行ってください。

問23 扶養親族等申告書の控除対象扶養親族欄を書き損じてしまいました。どのように訂正したらよいですか。

答 修正液や修正テープ等で消して、上から記入してください。(紙を貼り付けると厚さが変わり、機械の読み取り処理に支障をきたすので、おやめください。)

修正液等がない場合には、二重線で消して書き直してください。

いずれの場合も、訂正印の押印は不要です。

※ 扶養親族等申告書の破損がひどい場合は、再度扶養親族等申告書を送付します。

問24 扶養親族等申告書の表面の「8」の「他の所得者が控除を受ける扶養親族等」欄には何を書けばよいのですか。

答 例えば、あなた様の配偶者様に十分な所得があり、また、扶養されるお子様がいらっしゃる場合、そのお子様はあなた様か、または、配偶者様のどちらか一方の扶養親族にしかたれません。

もし、配偶者様の扶養に入れる場合は、扶養親族等申告書の表面の「8」の「氏名・続柄・生年月日・職業・住所」欄にお子様の情報を記入し、「控除を受ける他の所得者」欄に配偶者様の情報を記入してください。

※ この欄は、源泉徴収税額の計算には直接影響しません。

問25 扶養親族等申告書に本人の印鑑を押し忘れて（または漢字氏名を書き忘れて）投函してしまいましたが、どのようにしたらよいですか。

答 再提出の必要はありません。来年は忘れずに押印（記名）してください。

問26 封筒にも住所や氏名等の個人情報を書かなければならないのですか。扶養親族等申告書の裏面にも記載するのだから、いらぬのではないのでしょうか。

答 封筒への記載をお願いしているのは、扶養親族等申告書を入れずに封筒のみをご提出される方がいらっしゃいますので、その場合にどなた様から提出されたものかを確認するためです。

個人情報保護の観点から、封筒の住所欄は、道府県名のみ記入でも差し支えありません。

問27 扶養親族の数が多く、扶養親族等申告書に書き切れないときはどのように記入すればいいですか。

答 書き切れない場合は、任意の用紙で構いませんので、書き切れない扶養親族についての「氏名・続柄・生年月日・同居別居の別・所得の種類・金額・障害者控除に該当する場合には、障害の状況・個人番号（マイナンバー・12桁）」を記入し、扶養親族等申告書に同封して共済組合に提出してください。

問28 受給者が高齢のため、長男が代筆してもよいでしょうか。また、その旨を記載する必要はありますか。

答 代筆されてもかまいません。扶養親族等申告書の表面の□2に代筆者の氏名等を記載してください。

○ 控除対象となる配偶者の要件の変更について

問29 平成29年度の税制改正により、控除対象となる配偶者の要件はどのように変更となったのですか。

答 平成29年までは、受給者本人と生計を同じくする配偶者（※1）の年間所得見積額が38万円以下であれば、控除対象配偶者（配偶者の年齢が70歳以上の場合は老人控除対象配偶者）に該当しました。

しかし、平成29年度の税制改正により、平成30年からは、受給者本人の所得要件（年間所得見積額が900万円以下であること）が新たに設けられ、また、控除対象となる配偶者の所得要件が38万円から85万円に緩和されました（※2）。

そのため、平成29年度と配偶者様の状況に変更がなくても、配偶者様が新たに控除対象となる方（※3）や控除対象ではなくなる方（※4）がいらっしゃいますので、手引きの1ページの「控除対象となる配偶者の要件について」や扶養親族等申告書の裏面上段のフローチャートまたは次ページをご参照ください。

- ※1 青色事業専従者として給与の支払いを受ける方および白色事業専従者を除きます（以下同じ）。
- ※2 老人控除対象配偶者や障害者控除の適用を受けるためには、配偶者の所得要件は従前のおり38万円以下であることとなります。
- ※3 具体例としては、受給者本人の年間所得見積額が900万円以下であり、かつ、配偶者の年間所得見積額が38万円を上回り85万円以下である方となります（この場合、源泉控除対象配偶者に該当します。）。
- ※4 具体例としては、受給者本人の年間所得見積額が900万円を上回る場合となります。なお、配偶者が所得税法上の障害者控除（普通・特別）に該当する場合には、障害者控除のみ適用を受けることができます。

<参考>

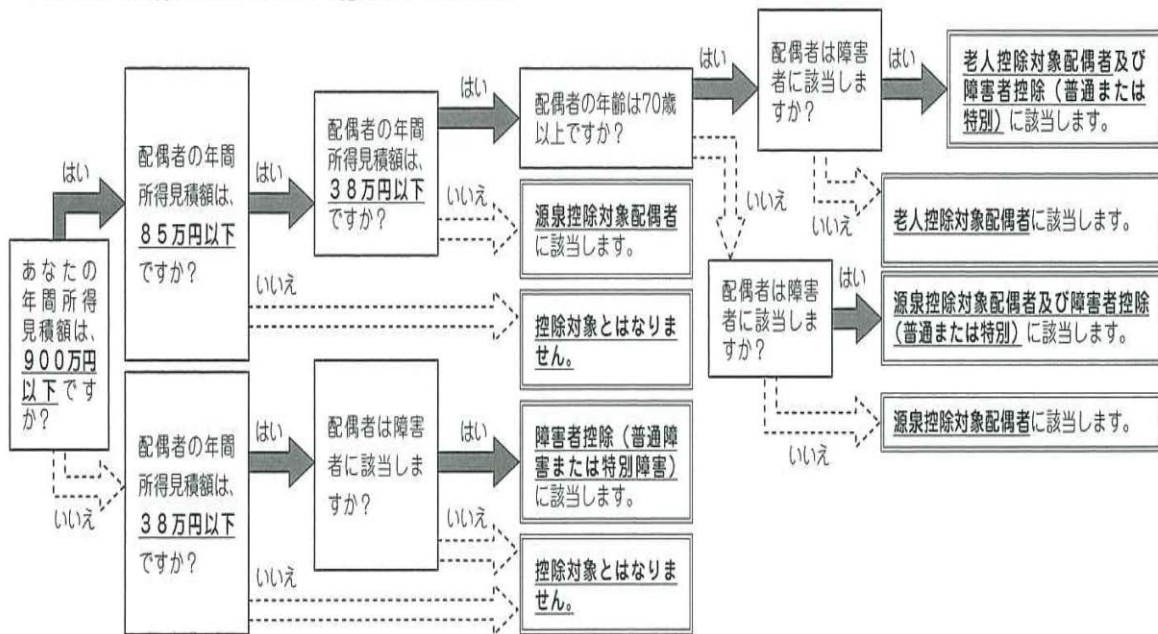
控除対象となる配偶者の要件（変更前・変更後）

変更前		変更後（平成30年から）	
① 控除対象配偶者	<ul style="list-style-type: none"> ・受給者本人の年間所得見積額 ⇒ 制限なし ・配偶者の年齢 ⇒ 制限なし ・配偶者の年間所得見積額 ⇒ 38万円以下 	① 源泉控除対象配偶者	<ul style="list-style-type: none"> ・受給者本人の年間所得見積額 ⇒ 900万円以下 ・配偶者の年齢 ⇒ 制限なし ・配偶者の年間所得見積額 ⇒ 85万円以下
② 老人控除対象配偶者	<ul style="list-style-type: none"> ・受給者本人の年間所得見積額 ⇒ 制限なし ・配偶者の年齢 ⇒ 70歳以上 ・配偶者の年間所得見積額 ⇒ 38万円以下 	② 老人控除対象配偶者	<ul style="list-style-type: none"> ・受給者本人の年間所得見積額 ⇒ 900万円以下 ・配偶者の年齢 ⇒ 70歳以上 ・配偶者の年間所得見積額 ⇒ 38万円以下
③ 障害者控除（普通・特別障害）	<ul style="list-style-type: none"> ・上記①または②の方が障害者に該当（※）すること 	③ 障害者控除（普通・特別障害）	<ul style="list-style-type: none"> ・次のアからウのいずれかの方が障害者に該当（※）すること ア 上記①の方のうち、配偶者の年間所得見積額が38万円以下である方 イ 上記②の方 ウ 上記①または②に該当しない方のうち、受給者本人の年間所得見積額が900万円を上回り、かつ、配偶者の年間所得見積額が38万円以下である方

注 上図の対象となる配偶者は、受給者本人と生計を一にする配偶者（青色事業専従者として給与の支

払いを受ける者及び白色事業専従者を除く。）に限る。

※ 所得税法上の障害者（普通・特別障害）に該当する者をいう（以下同じ。）。



問30 申告書に受給者本人の年間所得見積額を選択する欄（「900万円以下」・「900万円を上回る」）がありますが、必ず記入しなくてはならないのですか。

答 この欄は、平成29年度の税制改正により、平成30年から、控除対象となる配偶者の要件が変更され、受給者本人の所得要件（年間所得見積額が900万円以下であること）が新たに設けられることとなったため、新設したものです。

そのため、この欄が未記入の場合、配偶者様が控除対象となる（またはならない）ことの確認が当方でできませんので、必ずご記入ください。

問31 具体例① 《平成30年から配偶者が控除対象ではなくなる事例》

私の妻は62歳で、パートの収入が年額100万円程あり、現在、私の控除対象配偶者となっています。

また、私の平成30年における年間所得金額は、平成29年と同じく900万円を上回る見込みです。

平成29年と比較すると、私や妻の状況に何ら変更はないのですが、私の妻は平成30年も控除対象となりますか。

答 平成29年度税制改正により、控除対象となる配偶者の要件に、新たに受給者本人の所得要件（年間所得見積額が900万円以下であること）が設けられました。

配偶者様の場合は、給与の年収100万円から給与所得控除額65万円を控除すると年間所得見積額が35万円となり、源泉控除対象配偶者の所得要件（85万円以下）は満たすこととなりますが、あなた様の平成30年中の年間所得見積額が900万円を上回る見込みであるため、源泉控除対象配偶者には該当しません。

そのため、扶養親族等申告書の表面の□1の「変更有」に斜線を引いて、裏面を含め、申告するすべての事項を記入して提出してください。

（更問）《障害者控除のみ引続き適用となる事例》

私の妻は身体障害者手帳（2級）を有していて、現在、障害者控除（特別障害）の適用を受けています。上記のとおり、平成30年から妻が控除対象とはならない場合、障害者控除（特別障害）の適用も受けられなくなるのですか。

答 障害者控除は引き続き受けることができます。ただし、上記のとおり、源泉控除対象配偶者には該当しないこととなりますので、扶養親族等申告書の表面の□1の「変更有」に斜線を引いて、裏面を含め、申告するすべての事項を記入して提出してください。

問32 具体例② <<平成30年から新たに控除対象となる事例①>>

私の妻は63歳で、パートの収入が年額130万円程あり、現在、私の控除対象配偶者とはなっておりません。

また、私の平成30年における年間所得金額は、平成29年と同じく900万円以下となる見込みです。

平成29年と比較すると、私や妻の状況に何ら変更はないのですが、私の妻は平成30年から新たに控除対象となりますか。

答 配偶者様は、平成30年から新たに控除対象となります。

配偶者様の場合、平成29年中は、給与の年収130万円から給与所得控除額65万円を控除すると年間所得見積額が65万円となり、控除対象配偶者の所得要件（38万円以下）を上回っていたため、控除対象とはなりませんでした。

しかし、平成29年度の税制改正により、平成30年から、あなた様の年間所得見積額及び配偶者様の年間所得見積額が源泉控除対象配偶者の所得要件を満たすこととなりますので、配偶者様は源泉控除対象配偶者として、新たに控除対象となります。

そのため、扶養親族等申告書の表面の□1の「変更有」に斜線を引いて、裏面も含め、申告するすべての事項を記入して提出してください。

(更問)

私の妻は身体障害者手帳（2級）を有しているのですが、障害者控除の適用を受けることはできますか。

答 源泉控除対象配偶者の方が障害者控除の適用を受けるためには、その方の年間所得見積額が38万円以下である必要があります。

配偶者様は年間所得見積額が38万円を上回っておりますので、障害者控除の適用を受けることはできません。

問33 具体例③ 《平成30年から新たに控除対象となる事例②》

私の妻は72歳で、パートの収入が年額120万円程あり、現在、私の控除対象配偶者とはなっておりません。

また、私の平成30年における年間所得金額は、平成29年と同じく900万円を下回る見込みです。

平成29年と比較すると、私や妻の状況に何ら変更はないのですが、私の妻は平成30年から新たに控除対象となりますか。

答 配偶者様は、平成30年から新たに控除対象となります。

配偶者様の場合、平成29年中は、給与の年収120万円から給与所得控除額65万円を控除すると年間所得見積額が55万円となり、老人控除対象配偶者の所得要件（38万円以下）を上回っていたため、控除対象とはなりませんでした。

しかし、平成29年度の税制改正により、平成30年から、あなた様の年間所得見積額および配偶者様の年間所得見積額が源泉控除対象配偶者の所得要件を満たすこととなりますので、配偶者様は源泉控除対象配偶者として、新たに控除対象となります。

そのため、扶養親族等申告書の表面¹の「変更有」に斜線を引いて、裏面も含めて必要事項全てを記入して提出してください。

なお、配偶者様の年齢が70歳を超えていらっしゃいますが、配偶者様の年間所得見積額が38万円を上回っているため、老人控除対象配偶者には該当しません。

(更問)

私の妻は身体障害者手帳（3級）を有しているのですが、障害者控除の適用を受けることはできますか。

答 源泉控除対象配偶者の方が障害者控除の適用を受けるためには、その方の年間所得見積額が38万円以下である必要があります。

配偶者様は年間所得見積額が38万円を上回っておりますので、障害者控除の適用を受けることはできません。

○ 控除対象扶養親族等について

問34 私の年間所得見積額は900万円以下であり、私の妻は58歳で、パートの収入が年額160万円程あり、また90歳になる母は遺族年金を160万円程受給しておりますが、どちらも源泉控除対象配偶者及び控除対象扶養親族となりますか。

答 源泉控除対象配偶者とは、生計を同じくする配偶者（青色事業専従者として給与の支払いを受ける方及び白色事業専従者を除く。）で、年間の所得の見積額が85万円以下の方をいいます。

配偶者様の場合は、給与の年収160万円から給与所得控除額65万円を控除すると95万円となり、所得の要件から外れますので、源泉控除対象配偶者とはなりません。

また、遺族年金は非課税所得であること及び70歳以上であることにより、お母様が下記の（1）から（4）の要件に該当している場合は、老人控除対象扶養親族となります。

- ※ 控除対象扶養親族とは、その年（平成30年）の12月31日の現況で、次の4つの要件のすべてに当てはまる人です。
- （1）配偶者以外の16歳以上の親族（6親等内の血族及び3親等内の姻族をいいます。）、児童福祉法の規定により都道府県知事から養育を委託された児童（いわゆる里子）または老人福祉法の規定により市町村長から養護を委託された老人（いわゆる養護老人）であること。
 - （2）納税者と生計を同じくしていること。
 - （3）年間の所得見積額が38万円以下であること。
 - （4）原則として、青色申告者の事業専従者としてその年を通じて一度も給与の支払を受けていないことまたは白色申告者の事業専従者でないこと。

◇年間所得見積額が38万円以下となる場合

- ・ 給与年収は、103万円以下の者
- ・ 公的年金の収入額は、65歳未満なら108万円以下の者
65歳以上なら158万円以下の者
- ・ 遺族及び障害を給付事由とする年金は、非課税所得

※ 上記の例は、いずれも他の所得が無いことを前提にしています。

次の問35の公的年金等控除額及び給与所得控除額を参照

問35 源泉控除対象配偶者に所得がある場合、「所得の種類・金額」欄は、どのように記入すればいいですか。

答 所得の見積額とは、各種の所得合計額からそれぞれに必要な経費、給与所得控除額、公的年金等控除額などを差し引いた、その年に得られる所得金額をいい、平成30年中の所得の見積額が85万円以下の場合に、控除対象扶養親族等に該当します。

所得の種類によって、次のように記入してください。

◇単一の所得の場合

所得の種類が「給与のみ」または「年金のみ」の場合は、該当種類を○で囲み、所得金額を計算せずに、「収入見積額」を金額欄に記入してください。複数の公的年金を受給している場合は、収入見積額の合計額を記入してください。

◇複数の所得がある場合

複数の所得がある場合、「所得の種類」は該当するもの全てを○で囲み、各々の所得金額を計算して、合計所得金額を記入してください。所得の種類が年金または給与以外の場合は、「その他」を○で囲んでください（控除額や必要経費が不明な場合は所得の種類ごとに収入見積額を記入してください。）。

◇所得がない場合

「所得なし」を○で囲み、金額に「0」を記入してください。

所得の種類・金額欄の記入方法

所得の種類	「所得の種類・金額」欄の記入方法	
年金のみ	「年金」を囲む	年間収入金額を記入
給与のみ	「給与」を囲む	年間収入金額を記入
年金と給与のみ	「年金」「給与」を囲む	年金と給与それぞれの所得金額の合計額を記入
上記以外の所得の場合	「その他」を囲む	所得金額を記入
所得がない場合	「所得なし」を囲む	「0」を記入

所得の種類・金額	
○年金・給与・その他	所得なし
	79 万円
○年金・○給与・その他	所得なし
	36 万円
○所得なし	所得なし
	0 万円

<参考事例> 年金と給与収入がある場合の年間所得見積額の計算方法

62歳の妻が、老齢厚生年金（年額80万円）を受給していますが、ほかに給与収入（年額90万円）もあります。源泉控除対象配偶者として申告することができますか？

答 年間所得見積額が85万円以下であれば、源泉控除対象配偶者として申告できます。年間所得見積額は、年金の年間収入金額から公的年金等控除額を差し引いた額と給与の年間収入金額から給与所得控除額を差し引いた額を合算して計算します。

年金 $\frac{\text{年金の年間収入金額}}{80 \text{万円}} - \frac{\text{公的年金等控除額}}{70 \text{万円}} = 10 \text{万円}$

給与 $\frac{\text{給与の年間収入金額}}{90 \text{万円}} - \frac{\text{給与所得控除額}}{65 \text{万円}} = 25 \text{万円}$ 年間所得見積額 35万円

○ 公的年金等控除額

65歳未満の方（昭和29年1月2日以後に生れた方）

公的年金等の収入金額	控 除 額
130万円以下	70万円
130万円超 410万円以下	収入金額×25%+37万5千円
410万円超 770万円以下	収入金額×15%+78万5千円
770万円超	収入金額×5%+155万5千円

65歳以上の方（昭和29年1月1日以前に生れた方）

公的年金等の収入金額	控 除 額
330万円以下	120万円
330万円超 410万円以下	収入金額×25%+37万5千円
410万円超 770万円以下	収入金額×15%+78万5千円
770万円超	収入金額×5%+155万5千円

○ 給与所得控除額

給与の収入金額	控 除 額
162万5千円以下	65万円
162万5千円超 180万円以下	収入金額×40%
180万円超 360万円以下	72万円+（収入金額-180万円）×30%
360万円超 660万円以下	126万円+（収入金額-360万円）×20%
660万円超 1,000万円以下	186万円+（収入金額-660万円）×10%
1,000万円超	220万円+（収入金額-1,000万円）×5%

問36 源泉控除対象配偶者（または控除対象扶養親族）が、老人ホームに入りました。別居になるので変更有として申告すべきですか。

答 源泉控除対象配偶者（または控除対象扶養親族）が、特別障害者でなければ、別居されても扶養親族の申告の中身や控除額に変更はありませんので、扶養親族等申告書の表面の□1の「変更無」の個所に斜線を引いて提出してください。

特別障害者である場合は控除額が変わりますので、扶養親族等申告書の表面の□1の「変更有」に斜線を引いて、裏面を含め、申告するすべての事項を記入して提出してください。

問37 控除対象扶養親族が、特定にも老人にも該当しない場合には、どの欄に記入したらよいですか。

答 控除対象扶養親族欄に記入してください。特定にも老人にも該当しない場合は、○で囲む必要はありません。

「特」や「老」は、扶養親族の方が、19歳以上23歳未満である場合には特定扶養親族に該当するため「特」を○で囲み、70歳以上である場合には老人扶養親族に該当するため「老」を○で囲んでいただくものです。

問38 16歳未満の者は控除対象の扶養親族ではないのに、なぜ氏名を記入しなければならないのですか。

答 この扶養親族等申告書は、地方税法の規定による、公的年金等の支払者を経由して市区町村長に提出しなければならないとされている公的年金等の受給者の扶養親族申告書の記載欄を兼ねています。

地方税法では、住民税の非課税を判定する金額の算出のため、また、国民年金保険料の免除認定等に16歳未満の扶養親族も含めた扶養親族情報が必要なため、16歳未満の扶養親族の氏名について記載を求められています。

問39 再婚した後妻の子で養子縁組をしていない子は、扶養親族になりますか。

答 養子縁組をしていない場合であっても、配偶者の子は1親等の姻族に該当し、生計を同じくするなど一定の要件を満たす場合には、扶養控除となる扶養親族に該当します。

※ 居住者の親族は、その居住者と生計を同じくするなど一定の要件を満たす場合には、扶養控除の対象となる扶養親族に該当します。

ここでいう「親族」とは、民法の規定に従い、6親等内の血族及び3親等内の姻族をいい、「姻族」とは、配偶者の血族及び自己の血族の配偶者をいいますので、配偶者の子は、1親等の親族に該当することになります。

問40 別居している大学生の子は、扶養親族になりますか。

答 あなた様と生計を同じくし、年間所得見積額が38万円以下の方であれば、扶養親族に該当します。

この場合の「生計を同じくする」とは、必ずしも同一の家屋に起居していることをいうものではなく、勤務・修学・療養等の都合上、他の親族と日常の起居を共にしていない場合であっても、これらの親族間において、常に生活費、修学資金、療養費等の送金が行われている場合には、生計を同じくするものと扱われます。

問41 大学生の子を扶養していますが、来春に就職する予定です。どのように申告すればいいですか。

答 現時点では扶養に入れることができます。「変更有」の場合はすべての欄を記入して、「変更無」の場合は該当欄に斜線だけを引いて提出してください。

お子様が就職されましたら、改めてお子様を扶養から外すための扶養親族等申告書をご提出いただくことになります。

用紙を送付いたしますので、当共済組合の給付課（03-3261-9846）までご連絡ください。

問42 「生計を同じくする子（年間所得見積額が38万円以下で他者の扶養親族になっていない人）」は「扶養親族である子」とどう違うのですか。

答 「生計を同じくする」に該当する方は、ほとんどの方が「扶養親族」に該当しますが、青色事業専従者及び白色事業専従者（個人事業主の親族従業員）の方は、「扶養親族」には該当しません。

○ 障害者控除について

問43 扶養親族の子が障害基礎年金を受け取っていますが、障害者手帳はなく市からの認定書などありません。障害者控除は申告できますか。

答 障害基礎年金を受給しているだけでは、障害者としての申告はできません。障害者手帳の交付などを受ける必要があります。

問44 私は、障害を持つ家族を扶養していますが、障害の区分（特別/普通）が分からないので教えてください。

答 障害をお持ちの扶養親族の方が、身体障害者手帳をお持ちの場合は、手帳の等級が1級または2級ならば「特別」に該当します（身体障害者手帳をお持ちでない場合は、以下のとおり）。

なお、障害の区分は、手引きの7ページを参考にしてください。

◇障害の区分

- ・障害者手帳を受けている場合
 - 1・2級が特別、3級以下が普通
- ・精神障害者保健福祉手帳または療育手帳を受けている場合
 - 1級・Aが特別、2級・B以下が普通
- ・手帳を持っていなくても、寝たきりの場合は「特別」
(交付年月日の欄に「寝たきり」と記入。)
- ・手帳を持っていなくても、成年被後見人の場合は「特別」
(交付年月日の欄に「成年被後見人」と記入。)
- ・原子爆弾の被爆による障害者として厚生労働大臣の認定を受けている場合（厚生労働大臣から認定書が交付され、医療特別手当が支給されている方）は、特別

※ ご本人様が障害を持っている場合は、扶養親族等申告書の表面の3の「本人障害」欄にご本人様の障害等級等を記入します。

※ 障害者手帳のコピーの添付は必要ありません。

※ パーキンソン病だけでは、障害者控除の適用を受けることができません

ん（次の問45参照）。

※ 介護保険法の要介護認定を受けているだけでは、障害者控除の適用を受けることができません（次の問45参照）。

問45 介護保険法の要介護認定を受けましたが、障害者控除の適用を受けることはできますか。

（パーキンソン病に該当しますが、障害者控除の適用を受けることはできますか。）

答 介護保険の要介護認定を受けているだけでは、障害者控除を受けることができません。（パーキンソン病だけでは、障害者控除の適用を受けることができません。）

（65歳以上の方で、）市区町村から障害者控除の認定書を受けている場合は、障害者控除を受けることができますので、市役所等に相談してみてください。（手引き7ページ⑧参照）。

その場合は、認定書に記載されている特別または普通の区分を○で囲み、「交付年月日・内容」欄に「障害者控除の認定」と記入してください。

（例）

3	区分	手帳の種類	等級	交付年月日・内容
本人障害	1 特別障害 2 普通障害	1 身体障害者 2 戦傷病者 3 その他		障害者控除の認定

※ 障害者控除認定書は、お住まいの市区町村で発行を受けられますので、詳しくは市区町村の福祉事務所窓口にお問い合わせください。

問46 手引きの7ページの表に記載のある①の「精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況」とはどのような状態をいいますか。また、何か証明できるものが必要となりますか。

答 「精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況」とは、具体的に例を挙げると、成年被後見人として家庭裁判所の審判を受けた方ということになります。

問47 成年被後見人は、所得税法上、特別障害者として障害者控除を受けることが出来ますか。

答 所得税法上、「精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く状況にある者」は特別障害者とされ、障害者控除を受けることができます。

成年被後見人の精神の状況について、同一の用語を用いていることから、所得税法上も、成年被後見人は「精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者」に該当し、障害者控除の対象となる特別障害者に該当します。

問48 扶養している特別障害者の同居・別居は、どのように判断するのですか。

答 同居として認められる場合は、「受給者、その配偶者または受給者と生計を同じくするその他の親族のいずれかと日常的に同居している」こととなります。

病気の治療のため入院していることにより受給者と別居している場合は、結果として1年以上といった長期にわたる場合であっても、同居に該当するものとして取り扱います。

ただし、老人ホームなどへ入所している場合は、老人ホームが居所となり、同居には該当しません。

具体的な同居・別居の判断は、最寄りの税務署に確認してください。

※ 特別障害にかかる控除額は、同居の場合と別居の場合で異なります。

同居 62,500円

別居 35,000円

1回の支給額（2月分）では、 $(62,500 - 35,000) \times 2 \times 5\% \times 102.1\% = 2,807$ 円の差が出てきます。

（この計算は、支給額の変更、ご本人様や配偶者の年齢到達による控除額の変更、障害者控除の有無等の要素を一切考慮していない単純な計算によるものです。源泉所得税の計算はそれぞれの扶養親族等の申告内容により異なりますので、あくまで参考程度としてください。）

※ 同居の特別障害か別居の特別障害か確認できるよう、扶養対象者がご本人様と別居している場合は、扶養親族等申告書の表面の $\boxed{7}$ に、必ず、住所（居所）を記入してください。

問49 扶養している15歳の子が障害を持っていますが、どこに記入したらよいですか。

答 扶養親族等申告書の表面の $\boxed{6}$ に記入してください。

16歳未満の者にかかる扶養控除は平成23年分から廃止されていますが、障害をお持ちの場合は、その方の分の障害者控除を受けることができます。

○ 寡婦（寡夫）控除について

問50 2月前に妻が死亡しましたが、私は寡夫控除に該当しますか。

なお、私には、会社に勤めている子がいます。子の年間所得見積額は38万円超です。

答 男性の寡夫控除は、「扶養親族等の子」がいる場合に限られていますが、お子様は、一般の会社に勤めており、年間所得見積額が38万円を超えているため、「扶養親族等の子」には該当しません。

よって、寡夫控除には該当しません。

(補足)

下表のとおり、男性の寡夫控除は、扶養親族等である子がいる場合に限られていますが、該当しない方からの誤った申告が多いのが実態です。

男性の寡夫控除とは、妻と死別・離婚等した方のうち、収入がない子（生徒・学生など）がいる方に対し、所得税を控除するものですが、年金受給者の方の子は、そもそも、就職しており、それなりの収入がある場合も考えられることから、サラリーマン（※1）とは異なり、該当するケースは、少ないものと考えられます。

一方、女性の寡婦控除は、一部（※2）を除き、扶養親族がいなくても、対象になり得ますので、多くの方が寡婦控除に該当します。

※1 一般のサラリーマンは、「扶養控除等（異動）申告書」にて寡夫控除の対応あり

※2 離婚して夫がいない方、または、年間所得見積額が500万円以上の方で、扶養親族等がいない方

○ 寡婦（寡夫）控除の対象区分				
受給者の所得見積額	事由	扶養関係	控除対象	
女性	500万円以下	夫と(が)死別不明	扶養親族 (子)	特別寡婦控除に該当
			(子以外)	寡婦控除に該当
		生計同一の子	寡婦控除に該当	
		なし	寡婦控除に該当	
	500万円超	夫と離婚	扶養親族 (子)	特別寡婦控除に該当
			(子以外)	寡婦控除に該当
		生計同一の子	寡婦控除に該当	
		なし	非該当	
500万円超	夫と(が)死別不明離婚	扶養親族 (子)	寡婦控除に該当	
		(子以外)	寡婦控除に該当	
	生計同一の子	寡婦控除に該当		
	なし	非該当		
男性	500万円以下	妻と(が)死別不明離婚	扶養親族 (子)	寡夫控除に該当
			(子以外)	非該当
		生計同一の子	寡夫控除に該当	
		なし	非該当	
	500万円超	妻と(が)死別不明離婚	扶養親族 (子)	非該当
			(子以外)	非該当
		生計同一の子	非該当	
		なし	非該当	

問51 扶養親族等申告書の表面の4の「寡婦控除(寡夫控除)欄」に記入した場合と記入しない場合で、控除額が違うのですか。

答 記入することによって、寡婦控除(寡夫控除)の申告をすることができます。

寡婦控除及び寡夫控除に該当する場合、月額22,500円、特別寡婦控除に該当する場合、月額30,000円の人的控除を受けることができます。

問52 寡婦控除(寡夫控除)を受けるための配偶者の「生死が明らかでない方」というのは、具体的に「〇年間、生死が明らかでない場合」といった要件などはありますか。

答 一般的には「3年以上生死が明らかでない者」となりますが、次の場合に該当する時は、3年経たずとも寡婦控除(寡夫控除)を申告できます。

- ① 船舶が沈没、転覆、滅失または行方不明となった際、現にその船舶に乗っていた者
船舶に乗っていて、その船舶の航行中に行方不明となった者
航空機が墜落、滅失または行方不明となった際、現にその航空機に乗っていた者
航空機に乗っていて、その航空機の航行中に行方不明となった者……3ヶ月
- ② 上記①に掲げる場合以外で、死亡の原因となるべき危難に遭遇した者のうちその危難が去った後その生死が明らかでないもの……1年

※ 民法上の「失踪」とは行方不明の期間が異なることにご留意ください。

問53 受給者である私は、夫と死別後その事業を引継ぎ、子を青色事業専従者（フリーまたは個人事業主の親族従業員（年間所得見積額は38万円以下））としています。私の本年分の年間所得見積額は300万円ですが、寡婦控除または特別寡婦控除に該当しますか。

なお、私にはこの子以外の子及び扶養親族はおりません。また、子は独身で他の人の控除対象扶養親族になっておりません。

答 ● 寡婦控除に該当する方は、次の要件のいずれかにあてはまる方をいいます。

- (1) 夫と死別し、もしくは離婚した後婚姻をしていない人、または夫の生死が明らかでない人で、扶養親族がいるまたは生計を同じくする子（平成30年中の年間所得見積額が38万円以下の方で、他の人の控除対象配偶者または扶養親族となっていない人に限ります。）がいる人。
この場合は、本人の所得などの要件はありません。
- (2) 夫と死別した後婚姻をしていない人、または夫の生死が明らかでない人で、平成30年中の年間所得見積額が500万円以下の人。この場合は扶養親族などの要件はありません。

あなた様の場合、扶養親族はいないとのことですが、お子様と生計を同じくしており、お子様の年間所得見積額が38万円以下であることから(1)に該当します。したがって、あなた様は「寡婦控除」に該当します。

● 特別寡婦控除に該当する方は、次の要件をすべて満たす方をいいます。

- (1) 夫と死別しまたは離婚した後婚姻をしていない人や、夫の生死が明らかでない方
- (2) 扶養親族である子がいる方
- (3) 平成30年中の年間所得見積額が500万円以下の方

青色事業専従者として給与を支払われている方や白色事業専従者である場合、扶養親族には該当しないので、あなた様の場合、お子様が青色事業専従者とのことですので、扶養親族には該当せず、上記(2)の要件を満たさないこととなります。したがって、あなた様は「特別寡婦控除」には該当しません。

問54 私は内縁関係にあった男性と別れた未婚の母ですが、寡婦控除に該当しますか。

答 寡婦控除は、法律婚を前提としていますので、あなた様の場合は該当しません。

● 寡婦控除に該当する方は、次の要件のいずれかにあてはまる方をいいます。

- (1) 夫（民法上の婚姻関係（法律婚））と死別し、もしくは離婚した後婚姻をしていない方、または夫の生死が明らかでない方で、扶養親族がいるまたは生計を同じくする子（平成30年中の年間所得見積額が38万円以下の方で、他の人の控除対象配偶者または扶養親族となっていない人に限ります。）がいる方。この場合は、本人の所得などの要件はありません。
- (2) 夫と死別した後婚姻をしていない方、または夫の生死が明らかでない方で、平成30年中の年間所得見積額が500万円以下の方。この場合は扶養親族などの要件はありません。

民法上、離婚とは、生存中に婚姻を解消することをいいます。所得税法における「配偶者」とは、民法の規定による配偶者をいうこととされ、内縁関係にある者はこれに該当しないものとされています。

したがって、内縁関係にあつて別れた場合は、離婚したのではないため、寡婦控除の要件とされる、「夫と離婚した後婚姻していない者」にはあたらず、寡婦控除には該当しません。

問55 平成23年の扶養控除の法令改正によって、16歳未満の子は控除対象にならなくなりましたが、16歳未満の子は、寡婦控除の要件である「扶養親族または生計を同じくする子」に該当しますか。

答 「寡婦控除」の要件とされる「扶養親族」に該当します。

ただし、「扶養控除」の要件とされる「扶養親族」は16歳以上の者とされていますので、これには該当しません。

問56 私は妻を控除対象配偶者としていました。ところが、その妻は平成29年9月に死亡しました。このような場合、私は配偶者控除と寡夫控除を併せて適用となりますか。

答 平成29年分については、配偶者控除と、要件に該当すれば寡夫控除の両方について適用できます。確定申告で調整を受けてください。

平成30年分の扶養親族等申告書では、配偶者控除（手引きの1ページの「控除対象となる配偶者の要件の変更について」をご参照ください。）は該当しませんが、要件に該当すれば寡夫控除を申告できますので、変更有として、平成30年12月31日の現況を全部記入して提出してください。

配偶者除あるいは寡夫控除に該当するかどうかは、通常その年（平成30年）の12月31日の現況により判定することになっていますが、控除対象配偶者が年の途中で死亡した場合は、その死亡時の現況により判定することとされています。

したがって、配偶者控除については、妻が死亡した時点で判定することとなりますので、この時点で、生計を同じにしているなどの控除対象配偶者としての要件が満たされていれば配偶者控除が受けられます。

次に寡夫控除については、12月31日の時点で判定することとなりますが、寡夫控除としての要件を満たしていれば、これも受けられることとなります。

● 寡夫控除に該当する方は、次の要件をすべて満たす方をいいます。

- (1) 妻と死別または離婚した後婚姻をしていない人や、妻の生死が明らかでない方
- (2) 生計を同じくする子（平成30年中の年間所得見積額が38万円以下の方で、他の人の控除対象配偶者または扶養親族となっていない人に限ります。）がいる方
- (3) 平成30年中の年間所得見積額が500万円以下の方

問57 年間所得見積額が500万円以下の女性で、過去に離婚したことがある者は、寡婦控除に該当しますか。

なお、親族などを扶養していません。

答 寡婦控除に該当しません。

●寡婦控除の対象外

男性の寡夫と異なり、女性の寡婦の多くは、寡婦控除の対象となります。しかしながら、離婚にて寡婦となり、また、扶養者がいないケースは、寡婦控除の対象外となります。

問58 夫と死別し、収入は年金収入のみです。子と孫を扶養に入れていましたが、子の年間所得見積額が38万円を超えたため、子が扶養から外れることになりました。私は寡婦控除に該当しますか。

答 寡婦控除に該当します。

●寡婦控除に該当する方は、次の要件のいずれかにあてはまる方です。

- (1) 夫と死別し、もしくは離婚した後婚姻をしていない方、または夫の生死が明らかでない方で、扶養親族がいるまたは生計を同じくする子（平成30年中の年間所得見積額が38万円以下の方で、他の人の控除対象配偶者または扶養親族となっていない人に限ります。）がいる方。この場合は、本人の所得などの要件はありません。
- (2) 夫と死別した後婚姻をしていない方、または夫の生死が明らかでない方で、平成30年中の年間所得見積額が500万円以下の方。この場合は扶養親族などの要件はありません。

上記の(1)の要件を満たすため、寡婦控除に該当します。

問59 手引きでは「生計を同じくする子」と書いてありますが、扶養親族等申告書では「生計を一にする子」とあります。なぜですか。

答 「生計を同じくする子」と「生計を一にする子」は同じ意味です。

所得税法の条文では、「生計を一にする子」と規定されていますが、「生計を同じくする子」とした方が、意味がわかりやすく馴染みやすいため、手引きでは「生計を同じくする子」を用いています。

問60 「生計を同じくする子」とは、どのような場合に該当するのですか。

答 所得税法上では、「生計を一にする」といいますが、次のような場合を指します。

(1)勤務、修学、療養等の都合上他の親族と日常の起居を共にしていない親族がいる場合であっても、次にあげる場合に該当するときは、これらの親族は生計を一にするものとする。

イ 当該他の親族と日常の起居を共にしていない親族が、勤務、修学等の余暇には当該他の親族のもとで起居を共にすることを常例としている場合。

ロ これらの親族間において、常に生活費、学資金、療養費等の送金が行われている場合。

(2)親族が同一の家屋に起居している場合には、明らかに互いに独立した生活を営んでいると認められる場合を除き、これらの親族は生計を一にするものとする。

例えば、単身赴任など勤務の都合や、下宿など学校への通学の都合、あるいは療養の都合や離婚によりご本人様と離れて住んでいるお子様であっても、休暇のときなどには帰ってくるような場合（帰省）があり、かつ、生活費などの送金が常に行われている場合（仕送り）には、「生計を一にするもの」とされています。

なお、当共済組合においては、わかりやすくするために「生計を同じくする」といいかえています。

(更問) 離婚後、元妻が引取った子(16歳)の養育費を元夫が負担している時は、その元夫と子は「生計を一にしている」ものとして元夫の扶養控除の対象として差し支えありませんか。

答 離婚に伴う養育費の支払が、①扶養義務の履行として、②「成人に達するまで」など一定の年齢に限って行われるものである場合には、その支払われている期間については、原則として「生計を一にしている」ものとして扶養控除の対象として差し支えありません。

○ 個人番号（マイナンバー）関係について

問61 申告書には誰の個人番号（マイナンバー）を記入するのですか。

答 当組合におきましては、年金受給者の個人番号（マイナンバー）を地方公共団体情報システム機構（J-LIS）より取得することができますので、扶養親族等申告書にご本人様の個人番号（マイナンバー）を記入する必要はありません。

しかしながら、扶養親族等につきましては、J-LISより、個人番号（マイナンバー）を取得することができませんので、扶養控除等を含めて申告書を提出される方は、対象となる扶養親族等の個人番号（マイナンバー）を扶養親族等申告書に記入していただくことにしています。

問62 配偶者・扶養親族がない場合は、個人番号（マイナンバー）の記入をしなくてもよろしいですか。

答 扶養親族等申告書には、裏面の⁹欄にて個人番号（マイナンバー）を記入する欄がありますが、配偶者控除・扶養控除を申告されない方は、個人番号（マイナンバー）を記入する必要はありません。

問63 私は、以前から扶養控除を記入して申告書を提出していますが、ここ数年、扶養親族に変更はなく、平成30年分の申告書には、「変更無」として提出する予定ですが、その場合、個人番号（マイナンバー）を記入する必要がありますか。

答 配偶者控除・扶養控除を記入して平成29年分の申告書を提出されている方のうち、平成30年分の申告書において、「変更無」として申告される方は、個人番号（マイナンバー）を記入する必要はありません。

問64 「変更有」として申告する場合は、扶養親族等の個人番号（マイナンバー）を記入する必要がありますか。

答 「変更有」として申告書を提出される方のうち配偶者控除・扶養控除を申告される方は、個人番号（マイナンバー）を記入する必要があります。

問65 扶養控除を記入する場合、必ず、当該扶養親族の個人番号（マイナンバー）を記入しなければならないのですか。

答 所得税法上、扶養親族等の個人番号（マイナンバー）を記入することとされています。

問66 個人番号（マイナンバー）を記入しなければ、何らかの処分があるのですか。

答 扶養親族等申告書を提出する際は、所得税法上、扶養親族等の個人番号（マイナンバー）を記入することが必要となっていますが、現在においては、個人番号（マイナンバー）の記入がない場合であっても、扶養控除の適用から外されることや何らかの罰則を受けることはありません。

しかしながら、個人番号（マイナンバー）の記入がないことについては、当組合が源泉徴収票を税務署に提出することによって、税務署において把握することになりますので、結果的には、当組合ではなく、税務署の問題となることについては、ご認識いただきたいと思います。

問67 申告書に記入する個人番号（マイナンバー）は、どのように確認すればよいのですか。

答 平成27年10月中旬以降にお住いの市区町村から送付された個人番号（マイナンバー）の「通知カード」の表面の上部に、個人番号（マイナンバー。12桁の数字となります。）が記載されておりますので、そちらを記入してください。

また、お住まいの市区町村に「個人番号カード」の交付申請をされ、当該カードの交付を受けた方は、当該カードの裏面に個人番号（マイナンバー。12桁の数字となります。）が記載されておりますので、こちらでも確認が可能です。

なお、お手元に「通知カード」または「個人番号カード」がなく、個人番号（マイナンバー）の確認ができない場合は、市区町村の窓

口にて「個人番号（マイナンバー）が記載された住民票の写し」を取得いただくことにより、個人番号（マイナンバー）の確認が可能です。

(通知カードの見本)



この12桁の番号を申告書に記入する。

【おもて面】

(個人番号カードの見本)



この12桁の番号を申告書に記入する。

写真

問68 マイナンバー制度について、詳しく教えてください。

答 個人番号（マイナンバー）の「通知カード」、「個人番号カード」に関することや、「個人番号カード」の紛失・盗難、その他マイナンバー制度に関するお問い合わせにつきましては、お住まいの市区町村の窓口、国（内閣府）の「政府広報オンラインホームページ」、または、国（総務省）の「マイナンバー総合フリーダイヤル」までお問い合わせをお願いします。

- 政府広報オンラインホームページ
<http://www.gov-online.go.jp/tokusyu/mynumber/index.html>

- マイナンバー総合フリーダイヤル
0120-95-0178（無料）
平 日：9時30分～20：00
土日祝：9時30分～17：30（年末年始を除く）

※ 当該ホームページ及びフリーダイヤルは、地方職員共済組合が運営するものではありません。

○ その他

問69 返信用封筒の宛先がニューコン(株)宛となっているのは、どうしてですか。

答 扶養親族等申告書の返信先については、事務処理の都合上、業務委託先であるニューコン(株)としています。